

<ご旅行条件書（説明書面）>

◆お申込の際には必ず旅行条件書をお読みいただき、内容をご確認の上お申込ください。

★ご参加にあたっての注意事項・お願い

- 新型コロナウイルス等の感染症予防のため、下記事項を旅行参加の条件とします。詳細は、別紙「旅行参加条件同意書」をご確認ください。
 - ① ツアー参加中は常にマスクを着用いただき、咳エチケットなど感染拡大防止のマナーにご協力いただくこと。
 - ② ご旅行出発前 14 日以内に海外渡航歴がないこと。また、コロナ感染症患者との濃厚接触がないこと。
 - ③ ご旅行出発前 14 日以内に以下の症状がないこと。
 - ・発熱がある方、または発熱が続いている・風邪の症状（発熱、咳、くしゃみ、喉の痛み等）がある
 - ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある・その他、体調に不安がある。
 - ④ 最終日程表送付時にお渡しする「健康チェックシート」に必要事項をご記載の上、ツアー当日にご持参ください。
 - ⑤ 受付時に検温を実施させていただきます。37.5℃以上の発熱がある方、または体調に異常のある方につきましては、ご参加をお控えいただき、ツアー代金を全額返金いたします。
 - ⑥ 旅行中に、発熱や体調に異常があらわれた場合には、旅行を中断していただく場合があります。
 - ⑦ 帰着後 14 日以内に、新型コロナウイルス陽性反応と診断された場合には、すみやかに弊社へご一報ください。
2. バス車内は禁煙とさせていただきます。また、バス車内での飲食や大声での会話はお控えいただきますようお願いいたします。
3. 行程は予定であり、当日の道路状況等で大幅な遅れが生じることがあります。

● 募集型企画旅行契約

この旅行は帝産観光バス株式会社（東京都品川区東品川 4-10-27 東京都知事登録旅行業第 2-6083 号・以下「当社」という）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、出発前日までにお渡しする最終日程表と称する確定書面によります。

● 旅行のお申し込み及び契約成立時期

- (1) お申込方法…弊社ホームページ、電話又は指定のメールアドレス宛にメールにてお申込みください。
- (2) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、ご旅行代金を受領したときに成立するものとします。

● 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって 13 日目にあたる日より前（もしくは当社が指定する期日までに）にお支払ください。その際の振込手数料はお客様のご負担となります。また、当社指定の期日までに旅行代金を支払われないうちは、当社は旅行契約を解除する場合があります。

振込先：三菱 UFJ 銀行 品川駅前支店 普通預金 0174772 口座名 帝産観光バス株式会社
※ツアーナンバー(6006)とお名前を明記の上ご入金頂けますようお願い致します。 例。(6006 お名前)

● 旅行代金の適用

満 3 歳以上の方を旅行代金適用対象とします。

● 旅行代金に含まれるもの

- (1) バス代金、昼食代(お飲み物は除く)、拝観料等及び消費税等諸税。
- (2) パンフレット等において、旅行代金に含まれる旨表示したもの。

● 旅行代金に含まれないもの

上記「旅行代金に含まれるもの」以外のものは含まれませんが、その一部を以下に例示します。

- (1) 自宅から発着地までの交通費
- (2) 個人的諸経費

● 旅行契約内容の変更

当社は運輸機関のスケジュール、交通事情、気象状況、その他不可抗力による事由により、やむを得ないときは旅行の安全かつ円滑な実施を図るため、旅行内容を変更する場合があります。

● 当社による旅行契約の解除及び催行中止

- (1) お客様の人数が最少催行人員に満たない場合は、旅行開始日の前日から起算して 3 日前までに旅行を中止する旨をご連絡いたします。
- (2) 天災地変、戦乱、暴動、運送期間等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他当社が関与し得ない事由が生じた場合において、旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となるおそれが極めて大きいときは旅行を中止いたします。

● 取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、下記に記載されている金額を取消料として申し受けます。

	契約解除の日	取消料（お一人様）
旅行開始日の前日から 起算してさかのぼって	1. 11 日目にあたる日以前の解除	無料
	2. 10 日目にあたる日以降の解除（3～6 を除く）	旅行代金の 20%
	3. 7 日目にあたる日以降の解除（4～6 を除く）	旅行代金の 30%
	4. 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の 40%
	5. 当日の解除（6 を除く）	旅行代金の 50%
	6. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の 100%

● 特別補償

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。

- ・死亡補償金：1,500 万円
- ・入院見舞金：2～20 万円
- ・通院見舞金：1～5 万円
- ・携行品損害補償金：お客様 1 名につき～14 万 7 千円(免責金額 1 事故 3 千円) 但し、補償対象品 1 個又は 1 対あたり 10 万円を限度とします。

● 国内旅行保険への加入について

旅行先において、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。詳細については、お問合せください。

● 個人情報の取扱について

当社は旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との連絡や、旅行商品のご案内のために必要な範囲内で利用させていただきます。

● 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は 2021 年 4 月 1 日を基準としています。又、旅行代金は 2021 年 4 月 1 日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

その他の詳しい旅行条件については、標準旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。